

民事訴訟とデジタル・フォレンジック

神戸学院大学法学部

林 昭 一

1. はじめに

- 近年、民事訴訟において、デジタル・データの証拠利用が定着する一方で、その編集・改ざんを理由とした、データそのものの信用性が争われる事件が登場
- ICレコーダによる音声データの証拠価値が争われた裁判例(3件)
 - ← 事実関係に深刻な争いが生じた場合

- 平成8年現行民訴法制定直後の法律実務家の雑感
「電子的証拠がストレートに訴訟上問題となることは少ない」
←その一方で、デジタル・データの編集・改ざんの容易性を問題視
- 近時の法律実務家の雑感
「(ICレコーダによる音声データの)証拠の信用性という観点ではかなり危険な状況」
「復活ソフトを使えばパソコンは証拠の宝庫」
(加藤新太郎ほか「研究会 事実認定と立証活動」判タ1247号)

II. 立法の状況

- ・現行民事訴訟法における立法の「不備」
- ・比較法制: ドイツ民事訴訟法(ZPO)

- 現行民事訴訟法における立法の「不備」
 - ・平成8年民訴法制定時、電磁的記録の証拠調べに関する規定の立法化を見送り
 - 検証物?文書? 証拠としての属性が不明確
 - ・ICレコーダによる音声データ: 録音テープ等(民訴規144条、149条)に位置づけられる?
 - 複製物(テープまたはCDRなど)と反訳書面の提出による実務運用の確立
 - ・提出物とオリジナル・データとの同一性の争い
 - オリジナル・データ不提出の効果: 規定なし
 - ・無断録音テープの証拠能力: 原則として肯定

- ドイツ民訴法: 2001年改正時において、検証の方法によるとの規定を追加
ZPO371条第2文
「電子的文書が、証拠調べの対象となる場合には、証拠調べは、データの提出または送信によって行われる。」
同3項
「当事者の一方が、この者に期待可能な検証の実施を妨げた場合には、目的物の性状に関する相手方の主張を真実と認めることができる。」

- ・無断録音された(相手方の同意のない)記録媒体の証拠能力: 原則として認めない
- ・オリジナル・データの提出義務: 条文上の定めはないが、原則としてないとされる
- ・提出データとオリジナル・データの同一性の争い: 鑑定実施

(Christian Berger, Beweisführung mit elektronischen Dokumenten, NJW 2005, S. 1016, 1020.

ders., Stein-Jonas ZPO Kommentar, 22. Aufl. Bd. 5, S. 414, 416.)

III. 事例研究

- (1) ICレコーダにより無断録音された音声データの証拠能力について
- (2) ICレコーダにより録音された音声データの証拠価値・証拠評価について

(1) ICレコーダにより無断録音された音声データの証拠能力について

・過度の信用をおくわけには行かないとの指摘

←証拠能力を制限するという直接的な議論はまだない(後述: ケース<1>~<3>では、証拠能力を肯定)

cf. 無断録音テープの証拠能力

「証拠が、著しい反社会的手段により、人の精神的・肉体的自由を拘束する等的人格権侵害を伴う方法で採取されたときは、それ自体違法として証拠能力を否定される。無断録音テープは、通常話者的人格権を侵害するから、録音の手段・方法が著しく反社会的か否かで証拠能力の適否を決すべきである。」

(東京高判昭和52年7月15日判時867号60頁:酒席における発言の録音)

(2) ICレコーダにより録音された音声データの証拠価値・証拠評価について

<ケース1>

音声データ中の発言と発言との間の数秒間の無言状態が、密室における猥褻事実の存否の認定にあたって、決定的な役割を果たした事例(一審と二審とで、別なる評価をした事例)

(福岡高判平成20年2月15日判タ1284号245頁)

<ケース2>

原告と被告との会話を録音し、その音声を複製したテープが証拠として提出されたものの、録音された声は被告の声ではなく、テープの音声は何らかの方法で意図的に被告の音声に近い周波数に変換して作成されたものであるとしてその信用性が争われたため、声紋鑑定が実施されたところ、音声には合成、修正、加工された箇所は無いものと考えられるとの鑑定意見が付けられ、これが採用された事例(京都地判平成19年4月26日LEX/DB文献番号28131260)

<ケース3>

原告と被告との間のやりとりを隠し録りした音声データが提出されたところ、当該データの編集・改ざんの有無が争われた。

第一審: 編集・改ざんの痕跡は認められない。

第二審: 編集・改ざん的事实を認める。

その際、オリジナル・データの提出要求に応じなかったため、相手方の主張どおりの事実を認めた事例(東京高判平成21年3月27日LEX/DB文献番号25450937)

最高裁: 上告不受理決定(最判平成21年9月2日)

IV. 若干の検討 結びにかえて

- ・事実関係において争いがある事件においてはデジタル・データの信用性が決定的な争点に
↓
フォレンジック・ツールの活用?
↓
- ・デジタル・データの回復なり、改ざんの痕跡の特定という「真実発見」にまで至らないケース
→裁判官の自由な証拠評価(民訴247条)

- ・証拠の保存または提出過程の重要性

<ケース3>

オリジナル・データは、ICレコーダを再利用するために消去、訴訟提出用のCDRを作成するために利用したPCは壊れたため廃棄したと主張し、裁判所の提出要求を拒絶。

↓

証明妨害(民訴224条)に近い事実認定

↓

オリジナル・データの保存義務を認めたものか

<ケース3>

相手方に別の録音テープが存在しないことを執拗に確認した後に、相手方供述の弾劾証拠として提出



時機に後れた攻撃防御方法の却下(民訴157条)の可能性

<ケース(1)～(3)>

証拠能力を制限する余地

- ・編集・改ざんのおそれがある場合
- ・反訳書または複製物との対照のために必要なオリジナル・データの提出ができない場合
- ・争点整理段階において理由なく提出しない場合(編集・改ざんの機会を与えかねない)
- ・証拠能力一般の問題(原則と例外)